

2008（平成 20）年 03 月 11 日 設立総会承認

2008 年 11 月 29 日 改正

2009 年 10 月 15 日 改正

2013 年 09 月 13 日 改正

2014 年 09 月 04 日 改正

2015 年 09 月 03 日 改正

2017 年 09 月 06 日 改正

2019 年 09 月 07 日 改正

2021 年 09 月 11 日 改正

初年次教育学会会則

第 1 章 総則

第 1 条 本会は、初年次教育学会と称し、英語名を Japanese Association of First-Year Experience at Universities and Colleges とする。

第 2 条 本会は、初年次教育に関する研究と実践の有機的発展とその成果の普及による大学教育改善への貢献及び会員相互の研究交流の促進を目的とする。

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

1. 初年次教育に関する調査・研究とその成果の還元
2. 年次大会等の開催及び会員間の研究交流の促進
3. 学会誌、ニュースレター等の発行
4. 内外の関係団体及び関連機関との連携協力
5. その他、本会の目的に必要な事業

第 2 章 会員

第 4 条 会員は、個人会員、機関会員、賛助会員、名誉会員とする。

第 5 条 個人会員は、本会の設立趣旨と本会則第 2 条に定める目的に賛同して、所定の手続きに従って入会を申し込み、理事会の承認を得た個人とする。

第 6 条 機関会員は、本会の設立趣旨と本会則第 2 条に定める目的に賛同し協力する大学及び大学団体等とし、所定の手続きに従って入会を申し込み、理事会の承認を得た機関とする。

第 7 条 賛助会員は、本会の設立趣旨と本会則第 2 条に定める目的に賛同し協力する企業・法人等とし、所定の手続きに従って入会を申し込み、理事会の承認を得た団体とする。

第 8 条 名誉会員は、本会に特別の功労がある者の中から、会長が推薦し、理事会の承認を得た個人とする。

第 9 条 名誉会員を除く会員は会費を負担し、その年額は、次のとおりとする。

個人会員 5,000 円

機関会員 20,000 円

賛助会員 一口 50,000 円で一口以上

第 10 条 会員は会費納入を怠った場合、会員としての取り扱いを受けられないことがある。ま

た、3年以上会費の納入を怠った者は、会員としての資格を失うものとする。

第 11 条 会員に関する細目については、別に定める。

第 3 章 組織及び運営

第 12 条 本会に以下の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 理事 20 名以内（別に定める「会長指名による大会校理事」を除く）
3. 監査 2 名

第 13 条 役員の仕事は、以下のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 理事は理事会を組織し、本会の運営に当たる。
3. 監査は会計を監査する。

第 14 条 役員を選出は、以下のとおりとする。

1. 理事は、別に定めるところにより、個人会員により選出される。
2. 会長は、理事の互選により選出される。
3. 監査は、会長の指名に基づき、総会の承認により選出される。

第 15 条 役員の仕事は、以下のとおりとする。

1. 役員の仕事は 2 年とし、再選を妨げない。
2. 前号の規定にかかわらず、会長の仕事は引き続き 4 年を超えることはできない。

第 16 条 本会に会長代行をおく。

1. 会長代行は、会長に事故あるとき、その職務を代行する。
2. 会長は理事の中から会長代行を指名する。

第 17 条 理事会は年一回以上これを開催し、本会の重要事項を審議し決定する。

第 18 条 理事会の定足数は、理事総数の三分の二以上（委任状を含む）とし、理事会出席者の過半数により、議案を議決することができる。

第 19 条 総会は本会の最高決議機関であって、年一回これを開催する。以下の事項は、総会の議を経なければならない。

1. 会務報告及び事業計画
2. 会長ならびに監査の承認
3. 予算と決算の承認
4. 会則の改正
5. その他、理事会により特に重要と認められた事項

第 20 条 本会の会務を執行するために事務局を置き、その組織及び選出方法は以下のとおりとする。

1. 事務局長 1 名 理事会の承認を経て会長が理事の中から委嘱する。任期は 2 年とする。
2. 幹事 若干名 会長の承認を得て事務局長が個人会員の中から委嘱する。任期は 2 年とする
3. 本会の事務局業務を円滑に執行するために事務局分室を置く。

第 21 条 本会に、学会誌編集委員会を置く。委員長は理事会の承認を経て会長が理事の中から委嘱する。任期は 2 年とする。

第 22 条 本会は必要に応じ、理事会のもとに各種の委員会を置くことができる。

第 23 条 本会の運営に必要な細則等は、理事会が定め総会に報告する。

第 4 章 会計

第 24 条 会計年度は、4 月から翌年の 3 月とする。

第 25 条 本会の予算案は理事会が編成し、総会の議決を経て成立する。

第 26 条 本会の会計決算は監査による会計監査を経て、総会において承認を受けなければならない。

第 5 章 会則の変更

第 27 条 本会則の変更は理事会が提案し、総会の議決による。

付則

1. 第 15 条の規定にかかわらず、本会設立時の会長には発起人代表、理事には発起人をもって充て、設立総会の承認を受けて就任する。任期は 2009（平成 21）年度の総会時までとする。
2. 第 15 条、第 20 条、第 21 条の規定にかかわらず、本会設立時の役員、編集委員長、事務局長、事務局幹事の任期は 2009（平成 21）年度の総会時までとする。
3. 2009（平成 21）年度の総会時まで、特に常任理事会をおく。常任理事は理事会の承認を経て会長がこれを指名する。常任理事会の決定は、理事会の事後承認が得られなかった場合、その効力を失う。
4. その他、必要な事項については理事会の審議による。
5. 本会則は 2008（平成 20）年 3 月 11 日より有効とする。